

令和8年度あいサポート運動推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度あいサポート運動推進事業

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

広島県内

4 事業概要

本県では、令和6年3月に策定した「第5次広島県障害者プラン」で障害への理解促進のための取組として「あいサポートプロジェクトの推進」や「子供の頃からの理解促進」を掲げている。また、令和2年度に策定した「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」においても、障害への理解促進と協働による共生の推進に取り組むこととしており、県民をはじめ、企業・団体等が様々な障害特性や障害のある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けなどについて理解し、実践する「あいサポート運動」を通じて、あいサポートを育成し、共生社会の実現を目指している。

また、令和7年11月1日に施行した「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」では、県は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の関心及び理解を深めることができるよう、これらを啓発することとしている。また、「広島県手話言語条例」においても、県は、手話言語が言語として認識されるよう必要な啓発を行うものとしており、これまでより多様な内容の普及・啓発が求められるようになってきている。

当該業務は、「あいサポート運動」を地域社会に広め、定着させるとともに、多様な障害や、配慮の方法について県民に普及・啓発を行うことにより、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、地域社会全体の思いを強くつなげる環境づくりに向けての気運の醸成を図るものである。

5 委託業務内容

(1) 「あいサポート運動」に係る出前講座の実施

- ① 学校（②を除く）や企業・団体、地域等の申込団体などに、講師が出向き、テキスト「障害を知り、共に生きる」やDVD「障がいを知り、共に生きる あいサポート研修用ムービー」等を使用し、障害の特性や配慮の仕方などについての研修を実施する。
- ② 子ども向け（小中学生向け）においては、障害当事者との触れ合いの機会とともに、障害当事者を講師として、講師と受講者が相互交流できるような体験型の内容（ワークショップ形式など）となるよう、依頼元や講師と調整する。
- ③ あいサポートメッセンジャーの活動促進のため、陪席研修として希望者（あいサポートメッセンジャーや就労支援メッセンジャーなど）が出前講座に参加し、研修

の運営方法等について学ぶ機会を提供する。

- ④ 上記①～③については、次の事務を行うものとする。
 - ア 学校、企業・団体、地域等からの要請を受け隨時、実施する。（年間 70 回（うち②については 30 回）を見込む。）
 - イ 研修講師及び必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者等のリストアップ及び派遣調整
 - ウ 講師への必要経費（謝金、交通費）の支出
 - エ 研修実施に必要な資料等の調製、準備
 - オ 研修に関するアンケートのとりまとめ等（開催通知の発出、発送業務を含む。）
 - カ 依頼元及び講師の許可を得たうえで、あいサポートメッセンジャーや就労支援メッセンジャー（希望者含む）への研修情報の提供。また、陪席を希望するメッセンジャー（希望者含む）の参加調整

（2）あいサポート研修の実施

一般県民を対象とした集合研修の企画及びそれぞれ必要な講師の派遣等の調整及び研修の実施（年間 2 回を見込む。）

- ① 研修会場の確保
 - ※会場は、原則として研修実施の前後 1 時間を含めて確保すること。
- ② すべての研修について、オンライン形式と集合形式のハイブリッド型で実施し、実施に係る通信環境等の整備も行う。
- ③ 研修講師及び必要に応じて手話通訳者及び要約筆記者等のリストアップ及び派遣調整
 - ※講師の調整は、研修実施の 2 ル月前には終えること。
- ④ 会場経費及び講師への必要経費（謝金、交通費）の支出
- ⑤ 研修実施に必要な資料等の調製、準備
- ⑥ 研修に関するアンケートのとりまとめ等（開催通知の発出、発送業務を含む。）

（3）あいサポートメッセンジャー、就労支援メッセンジャーの養成及びフォローアップ

- ① 過去に養成したあいサポートメッセンジャーまたは就労支援メッセンジャー及び令和 8 年度以降にあいサポート研修を受講した者のうち、研修講師になることを希望する者に対し、研修の陪席、企画・運営等のフォローアップ、メッセンジャー間の交流や意見交換のための取り組みについて、提案・実施すること。
- ② 就労支援メッセンジャー及び就労支援メッセンジャーになることを希望する者に対し、企業・団体内での活動につながるサポートや、学びの場の提供について提案・実施すること。
- ③ あいサポートメッセンジャー及び就労支援メッセンジャー、またはこれからあいサポートメッセンジャー等として活動する意欲のある者に対する、スキルアップや、メッセンジャー間の交流や意見交換のための取り組みを企画・提案すること。
- ④ 養成したあいサポートメッセンジャー及び研修講師の個人情報管理等。

- (4) あいサポート運動の普及啓発に関する事業の実施
- ① 市町等における、あいサポート運動の主旨に沿った地域への普及啓発、支援者の増加に向けた取組等、支援活動の広がりのための支援を行うこと。
 - ② あいサポート運動に係る物品の作成
広報・啓発媒体の作成（チラシ、バッジ等）
 - ③ あいサポートー数集計等
定期研修や出前講座により養成したあいサポートー等や、県から連絡のあったあいサポートー数（就労支援メッセンジャー等が自己の企業・団体内で実施したあいサポート企業・団体研修により養成したあいサポートー数等）について、毎月末日集計の上、翌月 8 日までに障害者支援課へ報告すること。
 - ④ 企業、団体に対する、県へのあいサポート企業・団体認定申請への働きかけ
 - ⑤ その他あいサポート運動の普及に資する事業
あいサポート運動の普及促進を図るため、効果的と考えられる適切な企画を提案、実施すること。

- (5) あいサポート運動企業・団体表彰に関する事業の実施
本件表彰に係る表彰状の調製事務を行うこと。（表彰対象となる企業・団体については県が決定する）

6 本業務の目的に応じたその他の提案 委託業務

上記に掲げる業務以外に、条例制定の目的や理念について県民の理解と関心の増進を促すため効果的な企画があれば提案すること。

7 事業執行計画書の作成

事業を確実かつ円滑に実施するため、事前に事業執行計画書を作成すること。
なお、この計画書の策定にあたっては、県の指示に従い、県と十分協議すること。
その他不明な点や詳細については、県の指示に従うこと。

8 業務に関する留意事項

また、既存の資料等について、保管場所から運搬し、事業の実施期間中保管すること。
運搬及び保管に係る費用については受託者の負担とする。

《既存の資料等の保管場所》

（令和 7 年度あいサポート運動推進事業業務委託受託者）

学校法人 福山医療学園

広島県福山市引野町南一丁目 6 番 35 号

9 成果物の提出

事業が終了した時に、以下の成果物を提出すること。

- 研修に関するアンケートの調査結果及びその電子データ
- 養成したあいサポートメッセンジャー及び研修講師の個人情報並びにその電子デ

一タ

- 広報・啓発媒体及びその電子データ

10 事業の実施期間

契約日から令和9（2027）年3月31日まで

11 契約上限額

6,976千円（消費税及び地方消費税を含む。）

12 契約方法

随意契約による。（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）

13 その他

- (1) 研修業務の進行状況や業務内容等に関し、県との打ち合わせを適宜実施するので、誠実に対応すること。事業の実施に当たっては、県と協議しながら進めること。
- (2) 本件プロポーザル及び業務により得た著作権（成果物の著作権を含む。また、制作過程で作られた素材等成果物の著作権も含む。）その他の権利は、全て広島県に帰属するものとする。
また、本件プロポーザル及び業務に当たり、著作権等第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該使用した提案者又は受託者が負うものとする。
- (3) その他、特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件等を変更できるものとする。